

カトリック衣笠教会 小教区評議会規約

(名称)

第1条 本会は、カトリック衣笠教会小教区評議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、カトリック普遍教会の教え、及び京都司教区が推進する共同宣教司牧の方針と一致し、福音宣教する共同体になることを目的とする。

(主宰)

第3条 本会は、京都教区司教から任命されたブロック担当司祭団が主宰する。司祭団には、場合によって司教から任命された修道者がこれに含まれる。

(会合)

第4条 本会は、毎月1回定例会を開催する。ただし、ブロック担当司祭団の招集により、臨時の会合を開催することができる。

(審議事項)

第5条 本会は、第4条によって開催された会合において、以下の事項について審議する。

- (1) 小教区の宣教司牧に関する基本方針（長期、短期）の作成。
- (2) 宣教司牧方針に基づく年間行事の決定。
- (3) 予算と決算の承認、および予算外の支出の承認。
- (4) 各種部会、任意団体・グループ等の設置や改変。
- (5) 「本会規約」の変更。
- (6) 信徒の集い、小教区総会に関する事項。
- (7) 役員選出に関する事項。
- (8) その他の重要事項。

(審議事項の決定と承認)

第6条 本会は、福音の精神による対話を重視し、本会会合に出席した参加者の合議により、第5条の審議事項に関して決定を下す。この決定事項は、ブロック担当司祭団の承認により、本小教区において施行される。

(評議員)

第7条 本会は、以下の評議員によって構成される。

- (1) 役員。
- (2) 各部会の代表責任者（部長）。
- (3) その他の団体の代表責任者。
- (4) 任意の活動グループの代表責任者。

(役員を選出および任期)

第8条 役員を選出は、評議員とブロック担当司祭団が共に行い、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員は、本小教区に籍を置く満20歳以上の信徒より選出され、各部会の代表者を兼務しないものとする。

3 役員の数数は3名以上6名以下とし、ブロック担当司祭団がこれを任命する。

(役員の仕事)

第9条 役員は、教会運営に奉仕する信徒の代表者として、以下の仕事を遂行する。

- (1) 本会会合の準備、議事運営および審議内容の記録。
- (2) 本小教区の代表として「ブロック会議」や「地区協議会」への参加。
- (3) その他、本小教区の運営活動全般に関する調整。

(部会の設置)

第10条 本会は、共同宣教司牧を推進するための実行機関として以下の部会を設置する。

1. 教育部
2. 典礼部
3. 広報部
4. 財務部
5. 福祉部
6. 施設管理部

(部会の活動)

第11条 各部会は、第6条による本会の決定事項にもとづいて、本小教区の奉仕活動に従事する。各部会の業務分業は、別に定めて公示する。

2 各部会における代表責任者として部長を1名選出する。部長の選出は、各部会内において行い、ブロック担当司祭団がこれを任命する。

3 各部会への一般信徒の加入は公募によるものとする。ただし、財務部の部員は、公募を行わず、ブロック担当司祭団がこれを指名する。

(その他の団体活動)

第12条 必要に応じてその他の団体を組織し、これを運営・管理する。

(任意の活動グループ)

第13条 本小教区に所属する信徒は、福音宣教を目的とする任意の活動グループを組織することができる。ただし、これら任意の活動グループの承認と廃止は、本会が行うものとする。

(小教区総会)

第14条 原則として1年に1回、司祭団の招集により総会を開催し、小教区内の全信徒に以下の報告を行う。

- (1) 前年度の活動結果と新年度の活動計画(小教区全体、各部会、およびその他のグループ)。
- (2) 前年度の会計決算と新年度の会計予算案。

(信徒の集い)

第15条 本会は、信徒間相互の親睦を深め、共同宣教司牧を円滑に推進するための会合として、適宜、「信徒の集い」を開催する。

(会計監査)

第16条 会計状況を監査するため、会計監査2名をブロック担当司祭団が指名する。会計監査は、その結果を本会に報告するものとする。

付則 本規約の制定、変更は、教区司教の認可を得て発効する。

付記 本規約の教区司教の認可 2007年12月31日 発効 2008年1月1日

十ハウに 天塚喜直

